

『春秋稽古』讀書札記Ⅲ 祭名・人名・地名

野間 文史

〔お断り〕近く平賀中南『詩經原志』（ハーバード燕京圖書館所藏寫本）が上海古籍出版より影印出版されるとの報を得たため、前稿「讀書札記Ⅰ 秦誓篇」を發表し、ついで中南の「魯頌」觀を檢討したうえで「讀書札記Ⅱ 魯武公」へと續ける豫定であった。しかし残念ながら未だ影印本は刊行されていないようである。そういうわけで、今集には「讀書札記Ⅲ」を掲載させていただく。

○ 本稿の副題のうち、「祭名」とは、通説では地名として解釋されてきたものを、中南が「祭名」と見なすもの、次いで同様に通説とは異なり、ある表現を「人名」・「地名」と見なすものを意味しており、これら中南独自の解釋を紹介し、その妥當性を検討しようというのが本稿の主旨である。

一 「昝」を祭名で解釋する例

隱公八年經「鄭伯使宛來歸昝」の「昝」について、從來では地

名と見なされてきたのに對し、中南はこれを「祭名」で解する。以下この說を紹介したい。先ずは隱公八年の經とその「杜注」、傳とその「杜注」とを掲げる。

【隱公八年經】

三月、鄭伯使宛來歸昝。庚寅、我入昝。

三月、鄭伯、宛えんヲシテ來リテ昝ほうヲ歸おくラシム。庚寅、我、昝ほうニ入ル。〔小倉譯〕

注…宛、鄭大夫。不書氏、未賜族。昝、鄭祀泰山之邑、在瑯邪費縣東南。桓元年乃卒易昝田、知此入昝、未肯受而有之。

「宛」は、鄭の大夫である。氏を書いていないのは、族を賜わっていないからである。「昝」は、鄭が泰山を祀るための邑であり、瑯邪の費縣の東南部にあった。桓公元年になつてようやく、昝の田（と許の田と）の交換を終えているから、ここで「前に入った」というのは、まだ受けとつて所有したわけではない、ことがわかる。〔岩本譯〕

【隱公八年傳】

鄭伯請釋泰山之祀而祀周公、以泰山之祊易許田。三月、鄭伯使宛來歸祊、不祀泰山也。

鄭伯(莊公)が泰山の祀をやめて、かわりに周公を祀りたいから、泰山を祀るため「鄭に賜わった」祊を、「魯の有する」許の田土と交換したい、と請うた。「三月、鄭伯、宛ヲシテ來リテ祊ヲ歸ラシム」とあるのは、「鄭が」泰山を祀らなくなったことを示す。「小會譚」

注・成王營王城、有遷都之志、故賜周公許田以爲魯國朝宿之邑。後世因而立周公別廟焉。鄭桓公周宣王之母弟、封鄭、有助祭泰山湯沐之邑在祊。鄭以天子不能復巡狩、故欲以祊易許田、各從本國所近之宜也。恐魯以周公別廟爲疑、故云已廢泰山之祀、而欲爲魯祀周公、孫辭以有求也。許田近許之田也。

(昔)成王は、王城〔洛邑〕を作り、そこに都を遷しみたいと思つていたから、周公に許の田を賜わり、魯國の朝宿の邑としたのであり、以後(魯は)代々、そこに周公の別廟を立てていた。(一方)鄭の桓公は、周の宣王の同母弟であり、鄭に封ぜられて、泰山を助祭するための湯沐の邑を祊にもつた。(ところが、今ここで)鄭は、天子がもはや巡狩できない(と考えた)から、祊を許の田と交換し、それぞれ本國に近いという便宜に従う(實は、許の田は鄭に近く、祊は魯に近かった)ようにしようとした。(ただし)魯が(許の田には)周公の別廟があるという理由で(交換を)ためらう恐れがあつたから、「泰山の祀りをやめるからには、(かわりに)魯のために周公を祀りたい」と、體裁のよい言葉を

使つて(交換を)求めたのである。「許田」とは、許に近い田である。(岩本譯)

これに對して中南は「經注 01-07b」で「祊、鄭祀泰山之邑」と述べているので、通説と異なるものではないが、「傳注」では以下のように述べて、獨自の説を開陳するのである。

【稽古】 05-16b-17a

杜預曰、成王營王城、有遷都之志、故賜周公許田以爲魯國朝宿之邑。後世因而立周公別廟焉。鄭桓公周宣王之母弟、封鄭、有助祭泰山湯沐之邑在祊。鄭以天子不能復巡狩、故欲以祊易許田、各從本國所近之宜也。恐魯以周公別廟爲疑、故云已廢泰山之祀、而欲爲魯祀周公、孫辭以有求也。

杜預曰はく「成王は王城を營み、都を遷さんとするの志有り、故に周公に許田を賜ひて以て魯國朝宿の邑と爲す。後世因りて周公の別廟を焉に立つ。鄭の桓公は周の宣王の母弟にして、鄭に封ぜられ、泰山を助祭する湯沐の邑の祊に在る有り。鄭は天子の復た巡狩する能はざるを以て、故に祊を以て許田に易へ、各おの本國に近き所の宜に従はんと欲するなり。魯の周公の別廟を以て疑と爲さんことを恐れ、故に『已に泰山の祀を廢して、魯の爲めに周公を祀らんと欲す』と云ひ、孫辭して以て求むる有り」と。

晉民謂、許朝宿地名、在洛城。祊本祭名。詩以社以方、周禮春獻禽以祭社、秋致禽以祀祊、秋、致禽以祀祊」

晉民謂へらく、「許」は朝宿の地名、洛城に在り。「祊」は本と祭名なり。《詩》に「以社以方」①、《周禮》に「春、獻禽以祭社、秋、致禽以祀祊」②とあるは、蓋し四方

蓋祭四方曰禘也。鄭助天子禘祭泰山、其湯沐之邑、因直指曰禘。故特曰泰山之禘、非地名爲禘。桓元年傳曰、爲周公禘故也、可并考焉。

地名をば「禘」と爲すには非ざるなり。桓元年傳に「爲周公禘故也」と曰ふを、并せて考ふべし。

このように「傳注」では、前半に「杜注」のほぼ全文を掲げた後、「晉民謂」として、「禘」が本来は祭名であったことを、『詩』小雅・甫田篇と『周禮』大司馬、さらに桓公元年傳を引用して證據としているのである。その「折衷」も同様である。

【稽古】40-25b

折衷曰、禘字从示、必是祭名、而非土地之名。詩以社以方、方祀四方也。周禮祀禘與祭社對、鄭玄註引詩爲祭四方、乃是禘天子祭泰山之名也。鄭湯沐之邑、因直以禘稱之。傳既曰泰山之祀、復煩曰泰山之禘、可知非地名也。又特云泰山之禘、則南西北三

折衷に曰はく、「禘」字は「示」に从しへば、必ずや是れ祭名にして、土地の名には非ず。《詩》の「以社以方」は、四方を方祀するなり。《周禮》の「祀禘」は「祭社」と對し、鄭玄註に《詩》を引き「四方を祭る」と爲せば、乃ち是れ「禘」は天子泰山を祭るの名なり。鄭の湯沐の邑なれば、因りて直だ「禘」を以て之れを稱す。傳既に「泰山之祀」と曰ひ、復た煩はしく「泰山之禘」と曰へば、地名に非ざること知るべきなり。又た特に「泰山之禘」と云ふは、則ち南・

嶽、亦或有禘邑也。桓西・北の三嶽にも、亦た或いは禘邑有れば元年傳不言許田、而云なり。桓元年傳に「許田」と言はずして、周公、明諱鄭魯俱廢祭「周公」と云ふは、鄭・魯俱に祭を廢する也。此之泰山之禘對許を諱むを明らかにするなり。此の「泰山之田、是稱地也。彼傳禘」は「許田」に對すれば、是れ地を稱す對周公、則指祭、而非るなり。彼の傳の「禘」は「周公」に對す指地也。不言祭者、省れば、則ち祭を指して、地を指すには非ざるなり。「祭」を言はざるは、省文なるのみ。

ここでは、「經注」に「禘、鄭祀泰山之邑」と言いながら、後掲の桓公元年の「傳注」で「此禘祭名、非地名也」と述べる所以を説明している。『詩』小雅・甫田篇、『周禮』大司馬、桓公元年傳を引用すること、上掲と同様である。

そこで以下、桓公元年傳と杜注とを掲げた後、中南『春秋稽古』の「傳注」とその「折衷」とを続ける。

【桓公元年傳】

元年、春、公即位、脩好于鄭。鄭人請復祀周公、卒易禘田。公許之。三月、鄭伯以璧假許田、爲周公禘故也。元年春、桓公が即位して、鄭との友好關係を固めた。鄭の人が、周公をまた祀りたいので、「泰山の」禘の田土「と許との」交換手続き完了させたい、と請うたので(隱人)、公はこれを許した。三月、「鄭伯、璧ヲ以テ許ノ田ヲ假ル」とあるのは、周公「の祀り」と、禘「の交換」のためである。「小倉譯」注・魯不宜聽鄭祀周公、又不宜易取禘田。犯二不宜以動、故隱其實、

不言禘、稱「璧假」、言若進璧以假田、非久易也。

魯は、鄭が周公を祀ることを聴き入れてはならず、また、かわりに禘の田を受け取ってはならないのに、この二つの「してはならない」を無視して行動したから、その事實をいみかくして、「禘」を言わず、「璧で假りた」と稱し、「璧を進呈して田を（しばらく）假りたのであって、永久に交換したわけではない」かのように言いなしたのである。（「岩本譯」）

【稽古】 06-01a・b

三月、鄭伯以璧假許田、爲周公禘故也。

晉民謂、此「禘」祭名、地名には非ざるなり。言ふところは、魯に於いては周公の時祭を廢し、鄭に於いては泰山の禘祭を廢す。以て訓とすべからざるなり。故に經は「璧假」を以て文を爲り、傳明其義曰「爲周公禘傳は其の義を明らかにして「爲周公・禘故也」と曰ふ。

【稽古】 41-01a

元年、爲周公禘故也。

林堯叟云、周公禘二事の爲めには、周公湯沐の邑と爲し、禘は鄭之邑、禘爲鄭人從祀泰山の秦山に從祀する朝宿の邑と爲すなり。山朝宿之邑也。皆關王皆な王制に關はれば、宜しく私に易ふべか制、不宜私易。故託辭らず。故に辭を「璧假」に託し、以て其の

璧假、以文其非禮之實非禮の實を文るなり。也。

折衷曰、林不知傳周公折衷に曰はく、林は傳の「周公」とは周公爲周公之祭、禘爲泰山の祭爲りて、「禘」とは泰山の祀爲るを知之祀。且據孟子春秋天らず。且つ《孟子》の「春秋天子之事」の子之事之語、以關王制語に據りて、「王制に關はる」を以て説を爲説。既不知春秋、又爲す。既に《春秋》を知らず、又た《孟子》不知孟子。足言哉、足を知らず。言ふに足らんや、言ふに足らんや。

ちなみに『會箋』③の解釋に據れば、「周公と禘との爲めの故なり」と訓み、『楊伯峻注』④に従う小倉譯では、前掲の通り「周公（の祀り）」と禘（の交換）のためである」となる。いずれにしても「祀り」と「土地」との交換である。

これに對して中南説では「周公（の祀り）」と禘（の祀り）」とのためである」となり、「祀り」と「祀り」との交換となる。中南説に軍配が擧がるかと思考する次第である。

二 「始漏師」を人名で解釋する例

次の例は、『左傳』僖公二年の條に一見するのみの「始漏師」という表現に對する解釋の問題である。

【僖公二年傳】

齊寺人貂始漏師于多魚。

齊の寺人貂は多魚で〔齊の〕軍事機密を洩らしはじめた。〔小倉譯〕

注…寺人内奄官、豎貂也。多魚地名、闕。齊桓多嬖寵。内則如夫人者六人、外則幸豎貂・易牙之等、終以此亂國。傳言貂於此始擅貴寵、漏洩桓公軍事。爲齊亂張本。

寺人(貂)とは、内奄の官〔宦官〕の豎貂である。「多魚」は、地名で、闕〔不明〕である。齊の桓公は、お氣に入りが多く、内では、夫人同様の者が六人もおり、外では、豎貂や易牙たちを寵愛し、最後には、このことが原因で國を亂すことになる。

(だから)傳は、貂が、ここで始めて、寵愛をほしいままにし、桓公の軍事(機密)をもらした、ことを言い、(後の)齊の内亂のために本を張ったのである。〔岩本譯〕

疏…言「漏師」者、漏泄師之密謀也。「漏師」已是大罪、此云「始」者、言其終又甚焉、故言「始」以「爲齊亂張本」。

「師を漏らす」と言うのは、師の秘密の謀事を漏洩することである。「漏師」は甚だ大罪であるのに、ここで「始めて」と言うのは、その終わりはもつと甚だしかつたことを意味するもので、それゆえ「始めて」と述べて「齊亂るるが爲に本を張る」と見なしたからである。〔拙譯〕

これによれば「漏師」を、杜預は「漏洩桓公軍事」と解している。ちなみに『會箋』は杜説を敷衍するのみ、『楊伯峻注』もまた「孔疏」を引用するのみである。そして小倉譯では前掲の通り「軍事機密を洩らしはじめた」であった。

これに對して中南は、「傳注」で、

【稽古】09-02b

寺人、内奄官、貂、其「寺人」は内の奄官、「貂」は其の名なり。名也。始漏疑亦名與。「始漏」も疑ふらくは亦た名なるか。

多魚、地名。此條文義「多魚」は地名なり。此の條の文義は未だ未詳。詳からず。

と述べて、「此の條の文義は未だ詳からず」としながらも、「始漏」が人名ではないかとの説を提示する。そして「折衷」では、

【稽古】44-04b

齊寺人貂始漏師于多魚。杜預云、貂於此始擅貴寵、漏洩桓公軍事。

折衷曰、以漏洩軍事見折衷に曰はく、軍事を漏洩するを以て奄官寵奄官、甚迂遠也。又を寵するを見しめ、甚だ迂遠なり。又た「漏師」二字、不可爲漏軍師「二字は、「軍事を漏らす」と爲すべからず。且始字不穩。或始らず。且つ「始」字は不穩なり。或いは「始漏亦寺人之名、二人師漏」も亦た寺人の名、二人多魚に師となる于多魚也。ならん。

と述べて、「始」字も「漏師」という表現も不穩當とし、「始漏」を以て寺人の名前と見なすのである。したがって中南によれば「齊の寺人貂・始漏多魚に師す」と訓むことになる。

ちなみに息軒『輯釋』、そして劉文淇『舊注疏證』も無注である。管見の及ぶところ、龜井南冥『春秋左傳考義』のみが、「漏師」を次のように解説している。

漏師蓋使士卒潰散之謂。言貂因寵敗事也。語例與棄師・誤師同。杜註恐非。

「漏師」とは蓋し士卒をして潰散せしむるの謂ならん。貂寵に因りて事を敗るを言ふなり。語例は「棄師」・「誤師」と同じ。杜註は恐くは非ならん。

このように龜井氏も「漏師」という表現に違和感を持ったようであるが、窮して？これを「潰散」の意味に解している。ただ龜井説の問題点は、「棄師」・「誤師」という表現が、いずれも『左傳』中にその用例が無いことであろう。かくして中南の「始漏」人名説を支持したいと思う。

三 「駢旄」を地名で解釋する例

次は襄公十年傳に見える「駢旄之盟」についての解釋である。

【襄公十年傳】

瑕禽曰、昔平王東遷、吾七姓從王、牲用備具、王賴之、而賜之駢旄之盟。

瑕禽は言った。「昔、周の平王が東遷された折、〔伯輿の祖を含む〕吾七姓は、王に隨行して、犧牲をとりそろえた。王はこれを頼りにされ、赤牛を用いた盟において、「世々、その職を失うことなかられ」と仰せられた。〔小倉譯〕

注・平王徙時、大臣從者有七姓。伯輿之祖、皆在其中、主爲王備犧

牲共祭祀。王恃其用、故與之盟、使世守其職。駢旄赤牛也。擧駢旄者、言得重盟、不以犬雞。

平王が徙った時、大臣で從った者が七姓あったが、伯輿の祖はみな（？）その中にはいって、王のために犧牲を備え祭祀を供えることをつかさどり、王はそのはたらきを頼りにしたから、これと盟い、代々その職を守らせた、ということである。

「駢旄」は、赤牛である。駢旄を擧げたのは、重い盟を得たのだから、犬や雞など用いなかった、ということと言わんとしてである。〔岩本譯〕

疏・（前略）平王初遷、國家未定、故與大臣結盟、令使世掌其職也。

（中略）。諸言「駢」皆是赤牛、則知此「駢旄」是赤牛也。「旄」謂尾也。共旄旗之用、故其字從旄。旄者旌旗行而從風偃也。

（前略）平王が遷都した當初は、國家が未だ定まらなかったため、大臣と盟を結び、代々その職を掌らせたのである。（中略）。諸もろの「駢」と言うのはいずれも赤牛であるから、この「駢旄」が「赤牛」であることが分かる。「旄」は尾を言う。旌旗の用に供するので、その字は「旄」に従う。「旄」は旌旗が行くときに風になびく様である。〔拙譯〕

このように従来の「駢旄」を「赤牛」と解するのが通説であるが、これに對して中南は疑問を呈する。

【稽古】 54-05b/06a・b

賜之駢旄之盟

折衷曰、賜盟、不忘其折衷に曰はく、盟を賜ふは、其の功を忘れ

功也。孔疏云平王初遷、國家未定、故與大臣結盟、令使世掌其職也、非也。**傳遜**云、杜云駢旄赤牛也。陸云駢、赤牛、旄、旄牛也。山海經曰、旄牛、其狀如牛、而四節生毛。爾雅有犛牛、郭璞曰、旄牛也。愚謂、旄牛即如山海經所載、必不常有之物、豈得用之以爲盟乎。平王東遷、周室多難、何必求異物而用之。又莊子有犛牛、註云、旄牛也。又云、其大若垂天之雲、想即山海經所載之雲、皆異物、縱使有之、豈能必其駢乎。今考韻書、犛牛牡也、是即詩所云駢牡耳。凡有事物皆皆牡、此無疑也。

折衷曰、駢、赤也、非謂赤牛爲駢也。旄若爲

ざるなり。孔疏云ふ、「平王初遷、國家未定、故與大臣結盟、令使世掌其職也」とは、非なり。**傳遜**云ふ、杜云ふ、「駢旄は赤牛なり」と。**陸(祭)**云ふ、「駢は赤牛、旄は旄牛なり」。

折衷に曰はく、「駢」は赤なり、赤牛を謂ひて「駢」と爲すには非ざるなり。「旄」若

獸、則赤旄也。陸爲赤牛・旄牛二物、非也。傳以不常有而非陸。然旄旗之類、有竿旄、乃常有之物也。愚按、旄字從犛、以獸毛注於竿首、名之曰旄、必非獸也。鄭玄爲旄牛尾、據山海經也。山海經志怪之書、不可取證於古矣。莊子寓言、爾雅不實、而猶但云犛牛・犛牛、未嘗言旄牛。其云旄牛者、注家之言、注家皆意料、不足爲二書之實。傳以爲駢牡。然今特云駢旄之盟、此標異之言、駢牡是常、則亦非也。或云、建竿旄、以標駢牛之盟、故曰駢旄之盟、亦是臆度。竊謂、駢旄疑是地名、不然終不通。

不然終不通。

し獸爲らば、則ち赤旄なり。陸(祭)の赤牛・旄牛の二物と爲すは、非なり。傳(遜)は「不常有」を以てして陸を非とす。然れども旄旗の類に、「竿旄」有れば、乃ち常有の物なり。愚按するに、「旄」字は「犛」に従へば、獸毛を以て竿首に注ぐ、之れを名づけて「旄」と曰ひ、必ずや獸に非ざるなり。鄭玄の「旄牛の尾」と爲すは、《山海經》に據るなり。《山海經》は志怪の書、證を古に取るべからず。《莊子》は寓言、《爾雅》は不實、而るに猶ほ但だ犛牛・犛牛と云ふのみにて、未だ嘗て「旄牛」と言はず。其の「旄牛」と云ふは、注家の言、注家は皆な意料、二書の實と爲すに足らず。**傳**は以て「駢牡」と爲す。然れども今特に「駢旄之盟」と云ふは、此れ標異の言、駢牡は是れ常なれば、則ち亦た非なり。或いは「竿旄を建て、以て駢牛の盟を標す、故に駢旄之盟と曰ふ」と云ふも、亦た是れ臆度なり。竊に謂へらく、駢旄は疑ふらくは是れ地名、然らずんば終に通ぜず。

然らずんば終に通ぜず。

前半に傳遜と傳氏所引の陸粲の説とを引用するが、要するに「駢」とは「赤」を意味しているのであって、「赤牛」ではない、と中南は主張するのである。これについては實は『楊伯峻注』も同様である(⑤)。考えてみれば、馬偏の文字が「赤牛」だとは奇妙であろう。そして「旄」とは「獸毛を以て竿首に注ぐ」ものであり、決して獸ではないと見なす(⑥)。現に「孔疏」自身も「旄謂尾也。共旄旗之用、故其字從犴」と附言しているではないか。

しかし問題はここで「駢旄之盟」と表現していることである。諸説を検討した後、「駢旄」を「赤い旄〔はたかざり〕」と解したものの、「赤い旄を用いた盟」とは不穩當だと考えた中南は、一轉して「駢旄」を地名と見なすのである。

突然の新説提示に見えるであろう。しかし、どういう理由からか中南は言及しないのであるが、『左傳』中には夥しい数の「○○之盟」という表現が見える。そしてこれらを検するに、「城下之盟」と「孫桓子之盟」を除けば、全て「○○」は地名だという事實(⑦)は重要である。筆者竊かに謂うに、これを以て中南説の妥當性の補證となし得るのではなからうか。

四 「墓」を地名で解釋する例

次に襄公二十五年傳に「陳侯 其の太子偃師を扶けて墓に奔る」という一文がある。この「墓」については、自明のことと見なしたのであろう、『輯釋』・『會箋』・『楊注』等には注が無い。

【襄公二十五年傳】

陳侯扶其太子偃師奔墓。

陳侯は太子偃師を扶けて墓地に逃げようとして、〔小會譯〕注・欲逃冢間。

冢間〔墓地〕に逃げようとしたのである。〔岩本譯〕

管見の及ぶところ、ここでも龜井南冥『考義』のみが、「墓所なり。蓋し蔭蔽 隠るべきが故ならん。未だ孰れか是なるを知らず」と述べて、「墓所」と解しつつも、違和感を表明しているのは興味深い。

これに對して中南は「傳注」と「折衷」とで次のように述べる。

【稽古】 21-17a

陳侯扶其太子偃師奔墓。

陳風有墓門、卽此地。

〔陳風〕に〈墓門〉の篇有るは卽ち此の地なり。

【稽古】 56-10b

折衷曰、「墓」陳都下

折衷に曰はく、「墓」は陳の都下の地名なり。〔陳風〕に〈墓門〉の篇有り。蓋し名

篇。蓋名勝之地。故詩勝の地ならん。故に詩人取りて之を咏ず人取而咏之。此「墓」るなり。此の「墓」は卽ち是れなり。必ず卽是也。必非冢墓。や冢墓に非ざるべし。

つまり中南はこの「墓」を陳の都下の地名と見なし、「墓所」とは解さない。そしてその根據を『詩』陳風・墓門篇に求めるのである

る。以下「墓門」を含む一句とその「毛傳」である。

【詩】陳風・墓門篇

墓門有棘、斧以斯之。

毛・興也。墓門、墓道之門。斯析也。幽間希行、用生此棘薪。維斧可以開析之。

ここでも「毛傳」は「墓門は墓道の門」と解している。これに對し清朝の馬瑞辰『毛詩傳箋通釋』は以下のように考證する。

「墓門有棘」、《傳》に「墓門は墓道の門」とあり。瑞辰按ずるに、《天問》王逸注に「晉の大夫解居父 吳に聘せしとき、陳の墓門を過ぐ」と曰ふ。墓門は蓋し陳の城門ならん。猶ほ《左傳》に「秦師 周の北門を過ぐ」と言ふがごとし。王尚書曰はく、「襄三十年《左傳》に『晨に墓門の瀆より入る』とあり、杜注に『墓門は鄭の城門』とあり。墓門は蓋し亦た陳の城門ならん。魯に鹿門有り、齊に揚門有り、宋にも亦た揚門有るが若し」と。其の説是なり。《毛傳》の以て「墓道の門」と爲すは、之れを失せり。⑧

つまり馬瑞辰は「墓門」は「墓の道の門」ではなく、「墓」といふ名の門と見なすわけである。

したがって中南が「墓」を陳の都下の地名と見なすのは、決して不自然ではなく、むしろそう解すべきだと愚考する。陳侯が天子偃

師とともに墓所に奔ったところで、そもそも隠れ場所は無いであろう。さらに『左傳』中で「奔（亡命）」の對象はおおむね國邑である事實が、中南説の妥當性を證するであろう。

○

以上、「昉」は地名ではなく、祭名であること、「齊寺人貂始漏師于多魚」は「齊の寺人貂・始漏（人名）多魚に師す」と解すべきこと、「駢旄之盟」の「駢旄」とは地名であること、「陳侯扶其大子偃師奔墓」の「墓」とは地名であること、と見なす中南独自の新説を紹介し、中南説の妥當性を確認したつもりである。傳統的な注釋に凭り掛かることなく、いわゆる「古文」に肉迫する讀書眼の鋭さに敬服する次第である。

もとより筆者は從來の通説の持つ歴史的意義を決して否定するものではないことを附言しておきたい。

注

① 『詩』小雅・甫田。

俶彼甫田、歲取十千、我取其陳、食我農人、自古有年、今適南畝、或耘或耔、黍稷薿薿、攸介攸止、烝我髦士、以我齊明、與我犧羊、以社以方、我田既臧、農夫之慶、琴瑟擊鼓、以御田祖、以祈甘雨、以介我稷黍、以穀我士女。毛傳：社、后土也。方、迎四方氣於郊也。

② 『周禮』大司馬

中春教振旅、……獻禽以祭社。

中秋教治兵、……致禽以祀祊。

鄭注：秋田爲獮。獮殺也。羅弊罔止也。秋田主用罔中、殺者多也。皆殺而罔止。祊當爲方、聲之誤也。秋田主祭四方、報成萬物。詩

曰「以社以方」。

釋曰、云「祊當爲方、聲之誤也」者、以祊乃是廟門之外內、惟因祭宗廟及明日釋祭乃爲祊祭。今既因秋田而祭、當是祭四方之神、故云「誤也」。云「秋田主祭四方報成萬物」者、以秋物成四方神之功、故報祭之。云「詩曰以社以方」者、詩大雅、引之證方是四方之神也。

③ 「爲周公祊故也」、與文十五年「爲孟氏且國故也」文相變、故「祊」上無助字。然上既有明文、則其「爲祀周公且易祊」可知矣。

④ 「周公」與「祊」爲兩事、觀上文自明、故此文有省略。于邕不解此、謂「爲周公祊」不辭、當作「爲周公祀」、無據。

⑤ 駢音辛。論語雍也篇「犂牛之子、駢且角」、注「駢、赤也」。後又作駢。

⑥ 『輯釋』も不自然な表現と見なしたのであろう、陸祭説を引用した後、「衡案、旄・毛通。『駢旄』謂赤毛之牛、必言『旄』者、以足句耳」と述べている。なお『會箋』は息軒説を襲用している。

⑦ 「○○之盟」は、以下の「蔑之盟」隱 01・桓 17・「盧之盟」隱 03・「宿之盟」隱 04・「艾之盟」隱 07・「首止之盟」僖 06・「葵丘之盟」僖 15・「鹿上之盟」僖 21・「洮之盟」僖 26・「踐土之盟」僖 29・襄 20・昭 04・定 01・「虬之盟」文 08・「新城之盟」文 15・「殺之盟」文 17・「黑壤之盟」宣 07・「清丘之盟」宣 13・「蟲牢之盟」成 07・「馬陵之盟」成 07・「宋之盟」成 12・襄 27・襄 28・襄 30・襄 31・昭 01・昭 03・昭 20・昭 01・「令狐之盟」成 13・「戚之盟」成 17・「督揚之盟」襄 20・「重丘之盟」襄 28・「蕞之盟」昭 02・「大

室之盟」昭 04・「宛濮之盟」哀 26・「夷儀之盟」哀 26 等である。なお「城下之盟」は桓 12・文 15・宣 15・哀 08 に四例有り、「孫桓子之盟」は襄 07 に一見する。

⑧ 「墓門有棘」、傳「墓門、墓道の門」。瑞辰按、天問王逸注曰「晉大夫解居父聘吳、過陳之墓門」。墓門蓋陳城門。猶左傳言「秦師過周北門」。王尚書曰「襄三十年左傳『晨自墓門之瀆入』、杜注『墓門、鄭城門』。墓門蓋亦陳之城門。若魯有鹿門、齊有揚門、宋亦有揚門」。其說是也。傳以爲「墓道之門」、失之。